

第4章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

1 各施策の展開

施策の具体的な取り組みを、各基本施策から展開します。

なお、事業名の後ろの〈新規〉、〈継続〉、〈拡充〉の意味は、それぞれ次の通りです。

- 〈新規〉 計画期間（2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)）に新たに取り組む施策
- 〈継続〉 以前より取り組んでいる施策
- 〈拡充〉 継続施策のうち、計画期間中に事業内容を拡充する施策

基本目標 1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実

基本施策 1 教育・保育事業の充実

現状と課題

女性の就労率の上昇にともなう夫婦共働き家庭の増加などにより、保育に対する需要が高まってきています。また、パートタイム就労やフレックスタイムでの勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育ニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

施策の方向性

市民の家庭の状況に応じた利用選択ができるよう、教育・保育サービスに対する必要ニーズ量に対応できる施設環境の充実に努めます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
1	教育・保育事業量の確保 〈拡充〉	市民の教育・保育に対する希望に対し、必要な事業量を供給します。	保育料無償化に伴い、さらに教育・保育ニーズが高まることが想定されます。既存の民間保育施設との協議や公立幼稚園・保育所の利用定員の変更について検討していきます。	こども課 学校総務課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
2	民間保育施設の誘致 ＜拡充＞	教育・保育のニーズに対応できるように必要な施設の確保に努めます。	保育料無償化に伴い、さらに教育・保育ニーズが高まることが想定されることから、必要に応じて精査し、民間保育施設の誘致等を積極的に推進していきます。	こども課
3	保育施設の充実 ＜継続＞	保育施設の改修等を進め、安全で安心な保育環境づくりに努めます。	既存の老朽保育施設の改善等を進めるとともに、地域性に応じた施設の定員数や規模・立地などの適正化を含めた施設環境の整備に努めます。	こども課
4	家庭的保育，小規模保育，居宅訪問型保育の実施 ＜継続＞	地域の特色ある保育の担い手の確保を図ります。	既存施設の保育の質が低下しないよう、訪問・検査の結果から改善・向上を促していくとともに、連携施設の確保に努めます。	こども課
5	企業主導型保育施設との連携 ＜継続＞	市内の企業主導型保育施設と連携を図り、待機児童数の軽減に努めます。	「企業主導型保育施設」の整備が推し進められていることから、新規参入事業者には助言・指導を行い、各施設との連携を密にしていきます。	こども課
6	認可外保育施設利用者への支援 ＜継続＞	市内の認可外保育施設が提供する保育の質の向上，利用者の利便性向上を図ります。	認可外保育施設利用者が安心してサービスを受けられるよう，施設の保育状況の確認・指導を強化します。また，利用者への情報提供を推進します。	こども課
7	無償化に伴う未移行幼稚園の副食費補足給付 ＜新規＞	未移行幼稚園の副食費補足給付により利用者の負担軽減を図ります。	認定こども園等利用者との公平の観点から，新制度に移行していない幼稚園の副食費の補足給付を行います。	こども課

基本施策2 地域の子育て支援事業の充実

現状と課題

一時的な就労やリフレッシュ等での一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。時間の延長、土日の開設、及び保育ニーズが多様化しており、きめ細かいサービスの提供が必要です。

施策の方向性

安心して出産や育児ができるように、子育て世代包括支援センターを設置し、「こども家庭支援室」と連携しながら、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談に応じ、必要なサービスを紹介するとともに、子育て中の親子の地域での孤立や不安を軽減するための、相談体制・情報提供体制の強化に努めていきます。

また、一時預かり、病後児保育事業や小学生を対象とする放課後子ども総合プラン事業等についてもより一層充実させていきます。

施策の具体的な取り組み

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
8	相談機能の充実 <継続>	身近な場所で集い、悩みを分かちあえる環境づくりと同時に、子育てをする中で生じる様々な問題等に対して適切な対応をとることができるよう、相談機会の確保に努めていきます。	地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）の場、乳幼児健診及び母子保健事業等で、子育ての悩みを軽減していくとともに、保護者への育児支援を継続していきます。また、各関係機関と連携し、切れ目のない支援を継続し、相談体制の充実を図ります。	こども課 健康増進課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
9	利用者支援事業の実施 <継続>	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を実現するため、各々のニーズに対応するため、地域との関わり築くとともに、育児や地域社会との孤立化を防止するための予防的なコーディネート機能を発揮するよう努めていきます。	子育て支援を必要とする妊産婦・乳幼児・子育て中の保護者に対しサービスの情報提供を行うとともに、必要かつ適切なサービスが円滑に利用できるよう支援します。また、「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭支援室」は、情報の共有及び連携を図り、関係機関と連携し、包括的及び継続的に切れ目のない支援を実施していきます。さらに、個々の状況に応じて家族と地域資源とをつなげるとともに、子育て家庭に対する理解及び支援を求めた働きかけを地域に向けて行います。	こども課 健康増進課
10	地域子育て支援センターの整備 <継続>	妊娠時期から出産・育児に係る子育て中の親子の方々が気軽に集い、楽しくふれあい、遊びやお話をしたり、友達になったりできる場を提供するとともに、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、育児に対する情報提供など地域の子育て支援の核となる子育て支援センターの整備を図ります。	母子保健及び子育て支援サービスを必要とする妊産婦、乳幼児、子育て中の保護者等に対して、多種多様なサービスや情報提供を行うとともに、個々のケースに応じた支援プラン等を策定しながら、包括的及び継続的に切れ目のない支援を継続実施していきます。	こども課
11	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援室) <継続>	乳幼児及びその保護者が相互交流し、ふれあい遊びや友達になったりする場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などが気軽にできる地域の子育て支援拠点の設置を進めます。	常設型と出張型の取り組みにより、市内全域で子育て中の親子が交流を図りながら、相談や情報を取得できる環境を整備すると共に、ペアレント・トレーニング等により、子育ての悩みを軽減し、保護者への育児支援を継続していきます。	こども課

No.	事業	事業内容	今後の取り組み	所管
12	赤ちゃんの駅設置事業 ＜継続＞	乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる社会環境を整え、もって、子育てにやさしい街づくりを官民協働で推進します。	子育て中の保護者が積極的に乳幼児と一緒に外出しやすい環境を充実させるため、民間事業所への協力依頼や事業への賛同など、赤ちゃんの駅設置に向けたアプローチを継続的に実施していきます。	こども課
13	保育所等の延長保育・一時預かり ＜継続＞	延長保育は利用者ニーズに合わせ、受け入れ拡大等に努めていきます。また、保護者の就労の有無にかかわらず、子育て中の方がリフレッシュするための一時預かり等の保育サービスを充実させていきます。	現存の事業を継続実施しながら、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育における延長時間の拡充や一時預かり事業の実施施設の増設等のニーズを把握し、必要性を精査していきます。	こども課
14	病後児保育の実施 ＜拡充＞	児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を行います。	病後児保育の新たな受け皿確保のほか、病児保育も視野に入れて、近隣市の対応施設等の利用も想定し、地域連携型の事業についても検討していきます。	こども課
15	ファミリーサポートセンター事業 ＜継続＞	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として、妊産婦または12歳までの子どもを有する保護者を対象に、児童の預かりや送迎等を行います。	利用会員の保育ニーズ量に安定して対応できるよう、協力会員の必要数の確保に努めます。	こども課
16	放課後子ども総合プラン事業 ＜継続＞	すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な環境づくりに努めます。	児童数が増加しているみらい平地区においては、入級希望児童を受け入れるため、教室や支援員の必要数を確保していきます。また、小学校の適正配置計画の進捗状況等も鑑み、今後の児童クラブの方向性も検討していきます。特別な配慮が必要な児童に対しては、必要に応じて適切な対応をします。	生涯学習課